

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年12月1日認可した。

令和4年12月13日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名
まんのう町土地改良区	集落営農推進生産基盤整備事業（農道改修事業）片岡地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）宮田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）山脇2地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）真野地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西部1地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）西部2地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）川東1地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）川東4地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）川東5地区